

令和 8年 3月 5日
河合町監査委員

令和8年度監査計画

河合町監査基準第2条「監査等の範囲及び目的」及び第7条「監査計画」に基づき、次のとおり令和8年度の監査を実施する。

1 基本方針

河合町監査基準に基づき、合規制、正確性、経済性、効率性及び有効性の点を踏まえた監査を実施する。

- 1) 事務作業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に則っているか。
- 2) 予算執行及び財産管理等が、適切かつ効率的に実施されているか。
- 3) 事務事業等が、計画的かつ適切な内容と規模で実施され、経済的かつ効果的に運営されているか。

さらに前年度の定期監査と、これまでの個別外部監査の結果を踏まえて、次の事項を重点項目とした監査を実施する。

- 1) リスクや事務処理のルール等に対する条件整備と遵守体制を確認し、指導や助言に重点を置く。
- 2) 監査意見及び指摘事項により講じた措置については、速やかな報告を求めて、監査の実効性を確保するための「監査フォローアップ」を継続する。
- 3) 監査結果等は、町長及び議長に報告すると共に、町民にわかりやすく公表するように努め、速やかな情報発信を行う。

2 実施方針

- 1) 定期行政監査〔地方自治法第199条第1項、第4項(以下「法」という。)]〕

定期監査及び個別外部監査等において、指摘又は意見された事項は措置状況を確認したうえで、是正や改善が認められない事項には是正と改善を促し、継続した検証を行うとともに、類似事案の再発防止の取組みについて啓発等を行う。

監査結果に関する報告及び意見を提出した事項並びに勧告した事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象部課だけでなく全庁的に共有することで、各部課の主体的な業務の改善につなげるため、次の(1)及び(2)について、「監査フォローアップ」を定期行政監査とする。

- (1) 令和7年度行政監査

- ① 令和6年3月個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」

②令和6年度行政監査「公有財産の管理状況について」

③令和7年2月個別外部監査「団体に対する補助金の支出」

(2)令和7年度追加行政監査

令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告書」

2) 例月出納検査〔法第235条の2第1項〕

会計管理者、下水道事業管理者から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等を検査するとともに、関係職員の説明を求める。

3) 決算審査〔法第233条第2項、公営企業法第30条第2項〕

決算書と関係諸表の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業経営が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として、事務作業の効果、合理性等の財政運営の妥当性について実施する。

4) 基金運用状況審査〔法第241条第5項〕

基金運用状況を示す書類の確認とともに、基金の運用が適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として実施する。

5) 財政健全化審査

〔地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条1項〕

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の健全化比率及び公営企業の「資金不足比率」について、比率算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施する。

6) 随時監査〔法第199条第2項、第5項〕

必要に応じて実施する。

3 実施時期

「令和8年度月別監査実施予定表」による。

4. その他

この監査計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要がある場合は、その都度協議して実施する。

令和 8 年度月別監査実施予定表

年 月	監 査 等 の 種 類
4 月 27 日 (月)	令和 7 年度 3 月分 (2 月分) 例月現金出納検査
5 月 25 日 (月)	令和 7 年度 4 月分 例月現金出納検査〔出納整理期間分〕 令和 8 年度 4 月分 (3 月分) 例月現金出納検査
6 月 25 日 (木)	令和 7 年度 5 月分 例月現金出納検査〔出納整理期間分〕 平成 8 年度 5 月分 (4 月分) 例月現金出納検査
7 月 27 日 (月)	令和 8 年度 6 月分 (5 月分) 例月現金出納検査 決算監査打合せ
8 月 25 日 (火) 3 日 (月)～7 日 (金)	令和 8 年度 7 月分 (6 月分) 例月現金出納検査 令和 7 年度 決算審査【一般及び特別会計】【下水道事業会計】 令和 7 年度 財政健全化審査
9 月 25 日 (金)	令和 8 年度 8 月分 (7 月分) 例月現金出納検査
10 月 26 日 (月)	令和 8 年度 9 月分 (8 月分) 例月現金出納検査
11 月 25 日 (水)	令和 8 年度 10 月分 (9 月分) 例月現金出納検査
12 月 25 日 (金)	令和 8 年度 11 月分 (10 月分) 例月現金出納検査
令和 9 年 1 月 25 日 (月)	令和 8 年度 12 月分 (11 月分) 例月現金出納検査
2 月中旬 2 月 25 日 (木)	令和 9 年度 監査計画打合せ 令和 8 年度 1 月分 (12 月分) 例月現金出納検査
3 月上旬 3 月 25 日 (木)	令和 9 年度 監査計画作成 令和 8 年度 2 月分 (1 月分) 例月現金出納検査

- ・ () は、下水道事業分。
- ・ 資料等の詳細は、その都度通知する。
- ・ 監査は原則午前 9 時 30 分から実施する。
- ・ 行政監査(地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項)は、必要に応じて監査テーマを決めるため、
 - 日程及び監査テーマは別途通知する。
- ・ 随時監査(地方自治法第 199 条第 2 項、第 5 項)も行政監査と同様とする。